

奈良県青少年の健全育成に関する 条例のあらまし

次代を担う青少年が社会の一員としての自覚と責任を持って心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いです。



奈良県青少年の健全育成に関する条例の概要	1
インターネット上の有害情報からの青少年の保護	2
図書類に関する規制	3～4
がん具刃物類に関する規制	3
青少年からの質受け、買受け等に関する規制	4
青少年の深夜外出、深夜興行等への立入りに関する制限	5
場所提供及び周旋の禁止	5
青少年に対するみだらな性行為、わいせつな行為の禁止	6
青少年に対する自画撮り画像の提供を求める行為の禁止	6
立入調査	6

奈良県青少年の健全育成に関する条例の概要

目 的【第1条】

青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、県の施策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

基本的理念【第2条】

すべての青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するように配慮されなければなりません。

県民の債務【第4条】

すべての県民は、青少年の健全な育成についての関心と理解を深め、それぞれの立場で青少年の健全な育成に努めなければなりません。

県の債務【第5条】

県は、国及び市町村と連携し、かつ、県民の参加のもとに青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施します。

青少年の定義【第17条】

規制に関する青少年の定義は、18歳未満の者です。



インターネット上の有害情報からの青少年の保護

インターネットに係る自主規制等【第19条の2】

- インターネットに係る自主規制等の対象となる情報とは、「青少年インターネット環境整備法」に規定する**青少年有害情報**です。
- 保護者は、インターネット利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、適切に活用するために必要な教育を行い、**利用を適切に管理するよう努めなければなりません。**



携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等【第30条の2】

- 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等の使用者が青少年である場合、以下の事項について説明し、その内容を記載した書面を交付しなければなりません。
 - ✓ 青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じること
 - ✓ フィルタリングサービス、フィルタリング有効化措置の必要性と内容
 - ✓ 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪被害を受けるおそれがあること
 - ✓ 保護者がフィルタリングサービスを利用しないことを申し出る場合には、やむを得ないと認められる理由を記載した書面又は電磁的記録の提出が必要であること
 - ✓ 保護者がフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない場合には、希望しない理由を記載した書面又は電磁的記録の提出が必要であること
- 保護者は、青少年が使用する携帯電話端末等の契約に際して、フィルタリングサービスを利用しない場合や、フィルタリング有効化措置を講じることが希望しない場合は、その理由を記載した書面等を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければなりません。

- 携帯電話接続役務提供事業者等は、保護者から提出された上記書面等を、契約が終了する日又は青少年が18歳になる日のいずれか早い日までの間、保存しなければなりません。



携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等【第30条の3】

- 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が条例の義務規則に違反した場合は、必要な措置をとるよう勧告を行います。また、勧告に必要な限度で青少年の保護者への質問、資料の提示を求めます。
- なお、勧告に従わなかった場合は当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の名称、所在地、勧告の内容等を公表します。

図書類に関する規制

有害図書類の販売等の制限【第21条】

- 知事は、青少年の健全育成を図るため必要があると認めるときは、有害図書類として指定することができます。
- 個別指定の規定にかかわらず、一定基準の性的表現の内容及び分量を有すると図書類は、包括的に有害図書類とみなされます。
- 図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類を青少年に販売したり、貸し付けたり、閲覧させたりしてはいけません。

罰則 違反した者は、30万円以下の罰金

有害図書類とは、図書類（書籍、雑誌、写真、ビデオテープ、CD-ROM、DVD等）で、

- ①知事により青少年に有害であると指定されたもの（個別指定）
- ②一定の基準を超える内容及び分量の性表現を有するもの（包括指定）

①個別指定（知事による指定）

青少年の性的感情を刺激、粗暴性や残虐性を助長するような図書類

②包括指定

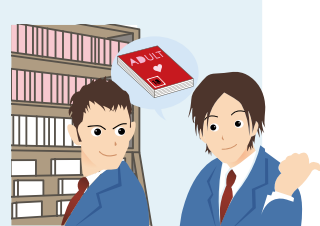
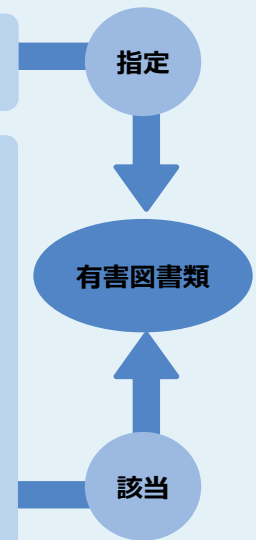
一定基準に該当する図書類が有害図書類とみなされますので、事業者のみなさまが青少年への販売等について判断する必要があります。

【包括指定の基準】

- ・書籍又は雑誌等で、卑わいな姿態等の写真を掲載したもの（1ページの紙面に部分的に掲載されたものも含まれます。）
- ・書籍又は雑誌等で、卑わいな姿態等の絵を掲載するページが10以上またはページの総数の10分の1以上であるもの
- ・ビデオテープ、CD-ROM、DVD等で卑わいな姿態等の描写の時間が合計3分以上又は場面の数が10以上であるもの

卑わいな姿態等とは、

- 全裸、半裸、又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの
 - ・陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態
 - ・自慰の姿態
 - ・愛撫の姿態
 - ・排泄の姿態
 - ・緊縛の姿態
 - 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - ・男女の性交
 - ・不同意性交等その他の陵辱行為
 - ・同性間の性行為
 - ・変態性欲に基づく性行為
- ※陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む



がん具刃物類に関する規制

有害がん具刃物類の販売等の制限【第22条】

- 知事は、青少年の健全育成を図るため必要があると認めるときは、有害ながん具刃物類として指定することができます。
- がん具刃物類の販売を業とする方は、有害がん具刃物類を青少年に販売したり、貸し付けたりしてはいけません。

※クロスボウを有害がん具刃物類に指定（令和2年6月29日）

罰則 違反した者は、30万円以下の罰金



有害図書類の区分陳列等【第21条の2】

- 図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類を他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければなりません。

※「容易に監視できる状態にない例」壁や陳列棚が障害となり見通しが悪い、ビデオカメラ等で監視している等

- 図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類の陳列の場所に見えやすいように、青少年に販売したり、閲覧させたりすることが禁止されている旨の掲示をしなければなりません。

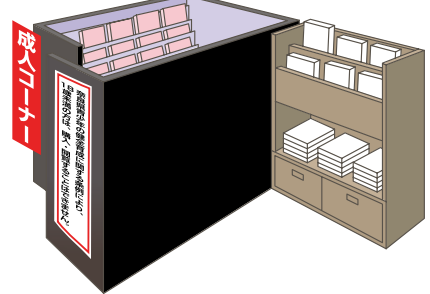
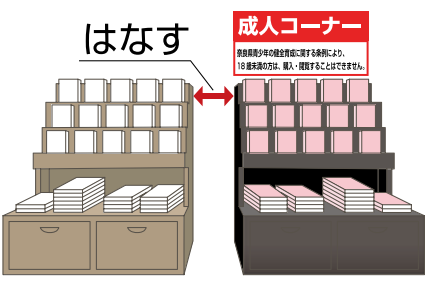
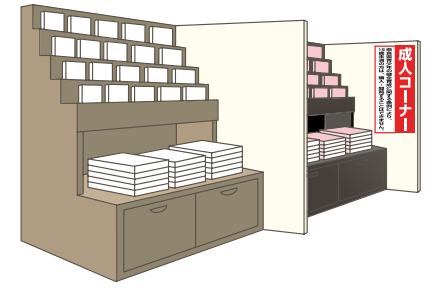
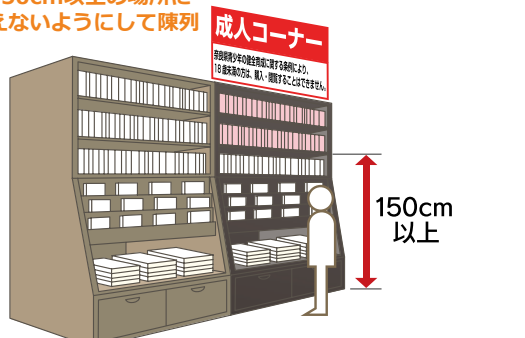

※掲示の一例
(よく見える大きさの文字を使用する)



成人コーナー
 奈良県青少年の健全育成に関する条例により、
 18歳未満の方は、購入・閲覧することはできません。

- 図書類の販売又は貸付けを業とする方が有害図書類を陳列している場合において、区分陳列がなされていない場合には、必要な指示又は勧告を行います。

区分陳列の例

<p>部屋、間仕切り、ついたて等で隔離した場所に陳列</p> 	<p>一般の図書類の陳列から離れた独立書棚に陳列</p> 	<p>陳列棚を仕切り板等で区分して陳列</p> 
<p>おおむね高さ150cm以上の場所に背表紙しか見えないようにして陳列</p> 	<p>レジ等の近くの場所にまとめて陳列</p> 	

青少年からの質受け、買受け等に関する規制



質受け、買受け及び金銭貸付けの制限【第31条】

- 質屋及び古物業を営む方は青少年からの質受け及び中古物品（図書類・ゲームソフト、金属くず等）の買受け、貸金業を営む方は青少年への金銭貸付けが禁止されています。
- 青少年からの質受け等、青少年への金銭貸付けをする場合は、保護者の同意を得ていることを必ず確認しなければなりません。

罰則
違反した者は、30万円以下の罰金

青少年の深夜外出、深夜興行等への立入りに関する制限

深夜外出の制限【第32条】

- 保護者は、青少年を深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）に外出させないようにしなければなりません。
- すべての人は、正当な理由がある場合のほかは、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。



罰則

違反した者は、30万円以下の罰金

深夜興行等への立入りの制限【第33条】

- 興行を主催する方又は客に遊技をさせる営業を営む方は、深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）に当該興行場又は営業所に青少年を立ち入らせてはいけません。

罰則

違反した者は、30万円以下の罰金

- ※ 興行とは…映画、演芸など
- ※ 客に遊技をさせる営業所とは…ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、ボウリング場など、設備を設けて客に遊技をさせる営業所

- また、当該興行場又は営業所の入り口など見やすい場所に、深夜における青少年の立入りを禁じる旨の掲示をしなければなりません。

掲示の例文

奈良県青少年の健全育成に関する条例により、午後11時から翌日の午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。

- ※奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則では「縦書き」「掲示物の大きさ」等、様式が定められています。

- ※保護者が一緒でも、午後11時から翌日の午前4時までは青少年を立ち入らせてはいけません。



罰則

違反した者は、10万円以下の罰金

場所提供及び周旋の禁止

場所提供等の禁止【第36条】

- すべての人は、下記の行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、その場所を提供したり、周旋してはいけません。
 - ・みだらな性行為、わいせつな行為・入れ墨を施す行為
 - ・賭博、暴行 ・飲酒、喫煙 ・大麻、麻薬、覚醒剤の使用 など



- 上記の行為が「青少年に対して行われるかもしれない」または「青少年が行うかもしれない」と思いながらも場所提供等した場合も処罰の対象となります。

罰則

違反した者は、50万円以下の罰金

青少年に対するみだらな性行為、わいせつな行為の禁止

みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止【第34条】

- すべての人は、青少年に対し、みだらな性行為やわいせつな行為をしてはいけません。

罰則

違反した者は、2年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

※相手が青少年（18歳未満）であることを知らなかったからといって免責されるものではありません。

- すべての人は、青少年に対し、みだらな性行為やわいせつな行為を教えたり、見せたりしてはいけません。

罰則

違反した者は、30万円以下の罰金

青少年に対する自画撮り画像の提供を求める行為の禁止

児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止【第34条の2】

- すべての人は、青少年に対し、その青少年に係る裸体等の児童ポルノ等（自画撮り画像）の提供を求めてはいけません。
- 青少年に対し、その青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者であって、次のいずれかに該当するものには、罰則が科せられます。

罰則

違反した者は、30万円以下の罰金

- ・その青少年に拒まれたにもかかわらず、提供を行うように求めた者
- ・その青少年を威圧し、欺き、若しくは困惑させ、又はその青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、提供を行うように求めた者

立入調査

立入調査等【第37条】

- 知事が指定した者は、以下のような場所に立ち入り、条例の遵守について調査や質問することができます。
 - ・書店
 - ・コンビニエンスストア
 - ・携帯電話販売店
 - ・映画館
 - ・ゲームセンター
 - ・カラオケボックス
 - ・インターネットカフェ
 - ・ボウリング場 など
- この立入調査を拒んだり、妨げたり、資料提供を拒んだり、虚偽の陳述をしたり、虚偽の資料を提出したりする等の行為に対しては、罰金又は料金が科せられます。



罰則

上記の行為に対しては、
10万円以下の罰金又は料料

ほかにも、条例による規制があります。

- ・販売等の自主規制【第18条】
- ・自動販売機による販売等の自主規制【第19条】 など

詳しくは、奈良県HP (<https://www.pref.nara.jp/7293.htm>) から、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」をご覧ください。

ネットに潜む危険！防ごう！子どものインターネットトラブルと犯罪被害！

SNSを利用し、だまされたり、おどされたりして、自分の裸体等を撮影させられたうえ、メールなどで送信させられる自撮り被害のほか、SNSで知り合った者に連れ去られたり、わいせつな行為をされるといった事件が発生しています。
その他、ゲーム（ネット）依存や課金等様々な問題があります。



◆フィルタリングを利用しましょう

フィルタリングとは有害サイトへのアクセスを制限するサービスです。青少年が使用する携帯電話やスマートフォンには、原則フィルタリングサービスを利用することが法令で定められています。次の3つのフィルタリングサービスを利用しましょう。



携帯電話会社の回線でアクセスする際に有効なフィルタリング

携帯電話会社が提供する回線のフィルタリング

STOP!



Wi-Fi等、携帯電話会社以外の回線でアクセスする際に有効なフィルタリング

無線LAN (WiFi) に対するフィルタリング

STOP!



アプリのインストール制限、起動制限、時間制限等ができるフィルタリング

アプリのフィルタリング

STOP!



フィルタリングで有害サイトをブロック

インターネット

◆家庭のルールをつくりましょう

犯罪やトラブルから青少年を守るためには、インターネット上の危険性について子どもと大人で話し合い、家庭のルールをつくるのが大切です。

困ったときの相談は

少年相談専用電話「ヤング・いじめ110番」

●少年サポートセンター

☎0742-22-0110（県警察本部少年課内）

非行・いじめ・犯罪による被害など少年に関する問題についての相談を受け付ける窓口です。
（平日／8時30分～17時15分） ※時間外は県警察本部当直員が対応

●警察相談専用電話

☎#9110（プッシュ式） ☎0742-23-1108（ダイヤル式）

生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談窓口です。
（平日／8時30分～16時30分） ※時間外はアナウンスが流れます

「奈良県青少年の健全育成に関する条例」についてのお問い合わせは

奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 青少年係

☎0742-27-8608（平日／8時30分～17時15分）